

|                      |        |        |     |     |
|----------------------|--------|--------|-----|-----|
| 事業年度<br>又は連結<br>事業年度 | ・<br>・ | ・<br>・ | 法人名 | ( ) |
|----------------------|--------|--------|-----|-----|

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(法 0302-46)

## 特別償却の付表（二十六）の記載の仕方

1 この付表（二十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の3《支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の32《支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第46条の3第1項に規定する三年以内取得資産（以下「三年以内取得資産」といいます。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「割増償却の種類1」は、措置法第46条の3又は第68条の32のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条を○で囲みます。

3 「支援事業所取引金額の合計額2」には、適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）において、措置法第46条の3第1項に規定する障害者就労支援事業所に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下「支援事業所取引金額」といいます。）の合計額を記載します。

4 「前事業年度等又は前連結事業年度等の支援事業所取引金額の合計額3」には、適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の前事業年度又は前連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額を記載します。

なお、適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の月数と前事業年度又は前連結事業年度の月数とが異なる場合における「3」欄の金額は、前事業年度又

は前連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額に適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の月数を乗じてこれを前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して計算した金額となりますので、注意してください。

5 「三年以内取得資産の種類等5」には、耐用年数省令別表に基づき、三年以内取得資産の種類、構造、細目等を記載します。

6 「取得価額8」には、三年以内取得資産の取得価額を記載します。

ただし、その三年以内取得資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》並びに措置法第61条の3、第64条、第65条、第65条の7、第65条の13及び第67条の4《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「割増償却限度額の合計額13」は、「支援事業所取引増加額4」と「算出割増償却額の合計額12」の金額のうち少ない金額を記載します。

8 「(13)の配分額14」は、「算出割増償却額の合計額12」の金額が「支援事業所取引増加額4」の金額を超えない場合には、「算出割増償却額11」の金額を記載し、「算出割増償却額の合計額12」の金額が「支援事業所取引増加額4」の金額を超える場合には、「割増償却限度額の合計額13」の金額を基礎として配分した資産ごとの割増償却限度額に相当する金額を記載します。

9 「償却・準備金方式の区分15」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件」の「証明書の保存」には、租税特別措置法施行規則第20条の18の2第10項（又は第22条の39の2第10項）に規定する証明書の保存の有無を記載します。